

会 議 記 録

次の審議会（協議会）を下記のとおり開催したので報告します。

審議会等名称	令和8年度第1回近江八幡市国民健康保険運営協議会		
開催日時	令和8年5月21日（木） 14時00分～15時30分		
開催場所	近江八幡市役所4階 委員会室3		
出席者 ※会長等◎ 副会長等○	◎中江委員、○豊後委員、○小西委員、藤井委員、平林委員、山内委員、 善住委員、山本委員、井田委員、奥村委員		
次回開催予定日	未定		
問い合わせ先	所 属 名 保険年金課 担当者名 吉永 電話番号 0748-36-5501		
会議記録	発言記録 ・ 要約	要約した理由	発言内容の主旨を明確にするため
内容	1. 開会 2. 出席者の紹介 3. 挨拶 4. 議長選出 5. 会議録署名委員の指名 6. 報告事項 (1) 令和7年度報告について (2) 令和8年度国民健康保険特別会計予算について 7. 協議事項 (1) 令和8年度事業計画について (2) 令和8年度保険料率（案）について (3) 令和8年度特定健診事業計画等について		

内容	8. 閉会 ※ 委員の発言内容等は、別紙参照
----	---------------------------

担当課⇒総務課

令和8年度第1回 近江八幡市国民健康保険運営協議会 会議記録（別紙）

開催日時：令和8年5月21日（木） 14時00分～15時30分

開催場所：近江八幡市役所 4階 委員会室3

出席者：◎中江委員、○豊後委員、○小西委員、藤井委員、平林委員、山内委員、
善住委員、山本委員、井田委員、奥村委員

欠席者：磯矢委員、黒橋委員、マーレー委員

事務局：福祉保険部 西澤部長

保険年金課 門課長、迫立課長補佐、廣田課長補佐、吉永主査

健康推進課 村田課長、中島参事、七里主事、吉田管理栄養士

<内容>

	<p>1. 開会 委員総数13人のうち、10名で過半数の出席、かつ、それぞれの代表区分「被保険者」、「医師会・歯科医師会・薬剤師会」「公益」の3つからそれぞれ1名以上の出席。協議会規則第4条第3項に基づき、会議が成立していることを報告。</p> <p>2. 出席者の紹介（事務局）</p> <p>3. 挨拶（事務局）</p> <p>4. 議長選出 議長は、協議会規則第4条第2項により、中江会長にお願いする。</p> <p>5. 会議録署名委員の指名 議録署名委員は、豊後委員と山内委員を指名します。</p> <p>6. 報告事項 （1）令和7年度報告について説明 <質疑></p>
事務局	
議長	
事務局	
委員	<p>12ページの年度別費用額の推移に「その他」とある。その増加率が顕著だが、どのようなものが含まれているのか。</p>
事務局	<p>「その他」には、食事療養費、訪問看護療養費、柔道整復、あんまマッサージ、はり、その他療養費といったものが含まれている。前年度と比較すると、訪問看護が伸びている。</p>

事務局	<p>(2) 令和8年度国民健康保険特別会計予算について説明 <質疑なし></p>
事務局	<p>7. 協議事項 (1) 令和8年度事業計画について説明 <質疑></p>
委員	<p>3. 具体的な取組みの(1)③に、不正請求への牽制を図るための柔道整復 施術療養費調査とあるが、どのような調査か。</p>
事務局	<p>柔道整復施術療養費に対する患者調査について、長期に渡って治療を継続さ れている方の中で、治療部位が順番に変わっている方や、頻回にある方につ いて、連合会に依頼し対象者を抽出している。対象の方に受診内容について、 実際そのような治療を行っているのかということをお答えいただいている。年 4件程度実施している。</p>
委員	<p>それは患者が申し立てるとのことか。</p>
事務局	<p>柔道整復については、基本的に10割負担で本来は受診いただくものだが、 受領委任という形で、柔道整復師の方が保険者に直接請求するという仕組み になっている。請求されたレセプトを年間通して確認した際に、治療部位が 順番に変わっている方や、長期に渡って治療を継続されている方について、 こちらから調査を行い、対象者に回答いただくという形になる。</p>
委員	<p><質疑> ある番組の中で「国保逃れ」について、取り上げられていた。この問題に対 する対応方針として、事業計画に挙げる必要があるのではないか。近江八幡 市では対象者がなかったのか。</p>
事務局	<p>現時点で全て調査したわけではないので、確認はできていない。国からの通 知、調査もない状況である。国から通知や調査があれば、具体的な方針が挙 げられると考える。</p>
議長	<p>これは事件と思うが、そういう事件は誰かがリークしたことによってしかわ からないということか。</p>

事務局	現状そうだと思う。
委員	例えば本市に起きたときに、我々委員が責められるのか。
事務局	各委員が責められることはない。 国民皆保険制度において、何らかの保険には加入しなければならない。ただ、法の目をくぐって、わざわざ安い保険に加入することは、いわゆる国保逃れ、法の逃れであり、その事象があれば、警察に摘発するののかということも不明である。ただ、国保なら市町、被用者保険なら各事業者や協会けんぽ、各保険者が対応すべきと考える。
議長	基本的には保険者が関わっていく問題。保険料率統一化後も、保険者は近江八幡市であり、その責任を負う。ただ、運営協議会はあくまで我々が運営を支援する、協力支援する立場であり、運営協議会委員に責任が生じることはないと思う。この件を事業計画に明記すると協議事項になるので、この問題を、現段階では我々が協議することは無理と判断します。今後、事務局においては、慎重に検討され、前向きな方向性を示されたい。
委員	資格に関してはマイナンバーカードから確実に把握できると思うが、ただそれが正常な資格かどうかまではわからない。将来的に考える必要があると感じる。
事務局	当課、国保の保険者では補足しきれない情報も入手しなければならない状況になる。例えば、収入源はどこなのか、雇用形態はどうか等、それがわかるのは税務署や他機関になるため、その実態を把握することがおそらく課題になると考える。
委員	<質疑> 8ページの5. その他(1)非自発的失業者に対する軽減措置とあるが、これは期限のある措置なのか、来年度も引き続いてされるのか。
事務局	リストラなどに遭われた方について、職業安定所からの証明書をもとに非自発的失業者に該当するかどうかを確認し、国民健康保険料のもととなる所得に対して、約30%の計算で、一定期間は軽減をするという制度である。

委員	コロナ失業者対策か。
事務局	コロナ対策については、コロナにかかられて、就労ができない間について、傷病手当金として給付をする制度があったが、それとはまた異なる。これはお勤めされていて、リストラなどにより、強制的に退職されて社会保険から国保に入らなければならない方に対して、7割減の所得で計算させていただくというものである。
議長	<協議事項により承認要。挙手全員により承認>
事務局	(2) 令和8年度保険料率(案)について説明 <質疑なし>
議長	<協議事項により承認要。挙手全員により承認>
事務局	(3) 令和8年度特定検診事業計画等について説明 <質疑>
委員	31ページの主な取組みのイ) 特定保健指導の機会の拡充の中で、オンラインでの実施・・・ビデオトークというのは、何か質問があれば、それをビデオで流すということか。
事務局	特定保健指導は、基本、対象者の方が市役所に来られて、委託した会社の指導者の方と、対面で指導を受けていただくが、ビデオトークは、自宅にいて、スマホやご自宅のパソコンで、指導者の方と、ネットで話していただくという方法になる。
委員	これは日や時間を決めてするのか。
事務局	日や時間は対象者の希望で、実施している。
委員	ドラッグストアでの実施も土日夜間も対応可とあるが、これも同じか。
事務局	現在ウエルシアで実施しており、ビデオトークではないが、ウエルシアに特定保健指導ができる管理栄養士がいるので、そちらの指導者と面談するという形になっている。お店が開いている時間で、土日でも対応できるということで、実施している。

議 長	<p><質疑></p> <p>30 ページのア) 受診率向上対策における受診機会の確保に向けた取組で、近江八幡市総合医療センターで4月受診対応と書いてあるが、これは実施した実績があるということか。</p>
事務局	<p>早期に実施したが、医療センターで受診する方はいなかった。</p>
議 長	<p>なぜいなかったか分析したか。</p>
事務局	<p>今回はモデル実施であるため、医療センターで早期に受診したいという問い合わせがあった方に対して行うということを想定したものとなる。積極的に4月から受診できるということを、大々的に周知等していなかったということがある。</p>
議 長 委員	<p><協議事項により承認要。挙手全員により承認></p> <p>8. 閉会</p> <p>国保財政は、被保険者数の減少や、今日の医療費の割合を見ても、調剤費が増加している。高額な薬剤、1回の使用で1億何千万という超高額のものもある。そういった薬剤が出ると、財政がパンクするような状況であるが、国保が広域化されたことで、市民に対して、即、深刻な影響が生じることはないかと思う。基金も目減りしてきているが、今後どうしていきべきかと思う。今後も市民の皆さんが、安心安全に医療を受けられるような環境を整えていかないといけないと思う。今後とも皆さん方のご支援のほどよろしくお願いをしたい。</p>